

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、22 万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比べ低額となっていることが分かった。

私は、A社が経営する店舗で店長として勤務していたが、給料が下がったことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間の一部を含む平成8年4月から同年9月までは、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで、同年4月1日に遡って11万円に引き下げられ、同年10月1日の定時決定においても11万円となっていることが確認できる上、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していた他の19人についても、申立人と同様に遡っての引下げ及び定時決定により、それぞれ9万8,000円ないし30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年10月31日より後の同年11月1日付けで、7年9月から8年8月までが遡って9万8,000円に引き下げられ、同年9月は遡って22万円に引き上げられていることが確認でき、上記19人のうち17人についても、申立人と同様に遡っての引下げ及び遡って16万円ないし59万円に引上げが行われていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「申立期間当時、当社は社会保険料を滞納し

ていた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、標準報酬月額が減額訂正は、事実に即したものとは考え難く、遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 9 月 21 日まで
② 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①とB社に勤務した期間のうちの申立期間②の標準報酬月額がいずれも、当時の給与支給額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間①のA社では、給料日額1万円で、月25日以上は自動車の搬送業務に従事しており、毎月25万円以上の給与を受け取っていた。

申立期間②は、B社における給料支払明細書を所持しており、毎月31万円以上の給与が支給されていたことが分かる。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

2 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人が説明するA社に入社した経緯、業務の内容及び事業主との話し合いで給料額を決めた様子等から、申立人は、月額25万円程度の給与を受け取っていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、給料日額1万円は事業主との口約束による「手取り額」であり、給与を受け取る際にも給与明細書は無かったとしており、

申立期間①に係る厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、A社は既に解散しており、元事業主は既に亡くなっている上、申立期間①当時、同社の経理事務を担当していた元事業主の妻は、「当時の資料は既に無いため、申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間①当時、A社に自動車の搬送業務を委託していたC社では、「当時の資料が無いため、A社への委託状況について確認できない。」と回答している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人が所持する平成12年10月分から13年9月分までのB社の給料支払明細書に記載されている給与支給額に見合う標準報酬月額は32万円であるが、当該給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額はいずれも2万6,025円で、当該控除額はオンライン記録上の標準報酬月額30万円に見合う保険料額と一致している。

また、B社は、「当時の資料は無いため、詳細は不明である。」と回答している。

このほかに、申立人の申立期間②について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い額の保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

これまでの年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中はA社（現在は、B社）に勤務しながら、午後4時に退社して大学夜間部に通学していた。勤務期間当時、一緒に仕事をしていた人は、同社において厚生年金保険に加入しているとのことなので、私も加入していたのではないかと思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「申立人が申立期間に勤務したかどうかは不明である。」と回答しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記憶している元従業員二人の氏名が確認できる上、当該元従業員二人のうち一人、及び同社において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「資料が保管されていないため、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答している上、申立期間当時、A社から経理事務を受託していた税理士事務所は、「当時の担当税理士は既に亡くなっている上、資料が保管されていないため、保険料控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「勤務期間中は、大学夜間部に在籍し、午後4時前には仕

事を切り上げて大学へ通学していたので、正社員ではなく、臨時従業員かアルバイトだったかもしれない。」と証言している。

さらに、上記元事業主は、「申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入させて給与から保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に対し、届出及び保険料を納付していた。」と回答しているところ、A社に係る被保険者名簿から、申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの6人は、自身の雇用形態について、「正社員だった。」と証言しているが、上記6人のうちの2人は、「仕事が忙しい時は、臨時従業員が5、6人いた。」と証言していることから、同社では、勤務する全ての従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。